

道有林材の利用促進に関する協定書

北海道オホーツク総合振興局（以下「甲」という。）、興雄地区森林育成協同組合（以下「乙」という。）、株式会社東京木工所（以下「丙」という。）は、適切に管理された森林から産出される道産木材を広く道民に普及するため、乙が買い受けた道有林網走西部管理区から産出した木材（以下「道有林材」という。）の利用の促進に関して共同して取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

- この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。
なお、期間満了の1ヶ月前までに協定者から特段の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。
- 甲は、乙が構成員を通じて流通させた道有林材が建築資材として活用される際並びに販路の拡大を図る際に、丙が道有林材を使用している旨を宣伝することを認めることとする。
- 乙及び丙は、前項の取り組みに関し、虚偽の宣伝がないことについて、両者の責任において確認し、甲の求めに応じてこれを証明しなければならない。
- 乙及び丙は、第2項及び第3項に関して、両者が負担する経費については、甲に対していかなる請求も行わないこととする。
- 甲は、協定期間内において次の事項に該当することとなった場合は、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙及び丙が被るいかなる損害も補償しない。
(1) 乙及び丙が協定書の内容に従わなかったとき。
(2) その他甲が協定の解除が相当であると認めるとき。
- この協定にない事項については、甲、乙、丙が信義を持って協議することとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、当事者署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月8日

甲 北海道
北海道オホーツク総合振興局長

橋本智史

乙 住所 紋別郡興部町字秋里44番地の7
氏名 興雄地区森林育成協同組合
理事長

山本俊逸

丙 住所 東京都渋谷区広尾1-13-1
氏名 株式会社 東京木工所
代表取締役社長

栗原能子